

学校園の出席停止・学級閉鎖等の対応基準（平成 23 年 4 月 1 日より変更）

厚生労働省より、平成 21 年に発生した「新型インフルエンザ（A/H1N1）」について、平成 23 年 4 月 1 日以降、「新型インフルエンザ等感染症」（第 1 種感染症）から季節性の「インフルエンザ」（第 2 種感染症）に取扱いを変更すると公表されました。

つきましては、「学校園の出席停止・学級閉鎖等の対応基準」を下記のとおり変更します。

	平成 21 年 9 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	平成 23 年 4 月 1 日より
対象者	インフルエンザと診断された者	① のどの痛み ② 鼻汁 ③ 咳 ④ 38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、 筋肉痛などの全身の症状 ※①～④の症状がある者
出席停止	インフルエンザと診断された者は、原則 5～7 日間程度の出席停止（主治医の指示による期間）	インフルエンザと診断された者は、5 日間程度の出席停止
学級閉鎖	インフルエンザと診断された者が 1 人以上おり、しかもその学級における「かぜ、インフルエンザ」による欠席率が急速に高くなったとき (10～15%が目安) およそ 3～7 日間	インフルエンザと診断された者が一人以上おり、しかもその学級における欠席率が急速に高くなったとき (15%～20%が目安) およそ 3～4 日間
学年閉鎖	その校園の同一学年で複数以上の学級閉鎖があり、かつ学年全体に影響を及ぼす可能性があるとき	その校園の同一学年の全学級が、閉鎖になったとき
学校閉鎖	その校園の学年が複数以上閉鎖されており、かつ学校全体に影響を及ぼす可能性があるとき	その校園の全学級が、閉鎖になったとき